# 第81期 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 開催日時

2026年12月18日(金曜日)午前10時

受付開始：午前９時30分

## ■ 開催場所

東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号

**鉄鋼会館　８階会議室**

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目　次


第81期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 15
連結計算書類 …… 31
計算書類 …… 33
監査報告書 …… 35


**決議事項**

| | |
|---|---|
| 第１号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件 |
| 第２号議案 | 監査等委員である取締役３名選任の件 |
| 第３号議案 | 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 |

**株主総会資料の電子提供制度が導入されておりますが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に本制度導入前と同様の書面をお送りしております。**


FUSO DENTSU
扶桑電通株式会社
証券コード：7505

株　主　各　位

証券コード 7505
2026年12月１日
（電子提供措置の開始日 2026年11月24日）

東京都中央区築地五丁目４番18号
**扶桑電通株式会社**
代表取締役社長　有 冨 英 治

# 第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第81期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

**【当社ウェブサイト】**　https://www.fusodentsu.co.jp/ir/stock/meeting/

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

**【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】**
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「扶桑電通」または「コード」に当社証券コード「7505」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁から４頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2026年12月17日（木曜日）午後５時40分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 日　　時 | 2026年12月18日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分） |
| 2 | 場　　所 | 東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号<br>鉄鋼会館　８階会議室<br>（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3 | 目的事項 | 報告事項　1. 第81期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）<br>事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の<br>連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第81期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）<br>計算書類報告の件<br>決議事項　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件<br>第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件<br>第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 |

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
4. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第19条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
   - 連結株主資本等変動計算書
   - 連結注記表
   - 株主資本等変動計算書
   - 個別注記表



# 議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

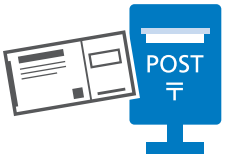


## 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日　時**

2026年12月18日（金曜日）
午前10時




## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

**行使期限**

2026年12月17日（木曜日）
午後５時40分到着分まで



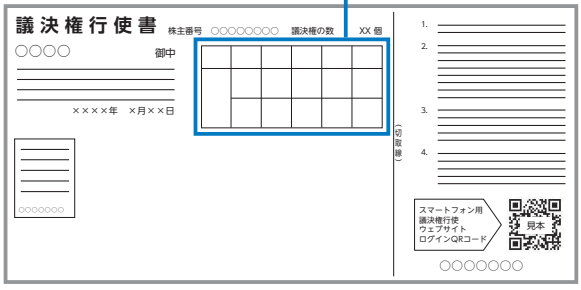
## インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限**

2026年12月17日（木曜日）
午後５時40分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内




※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

### 第１号・第２号議案

- 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合：「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合：「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第３号議案

- 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 反対する場合：「否」の欄に○印

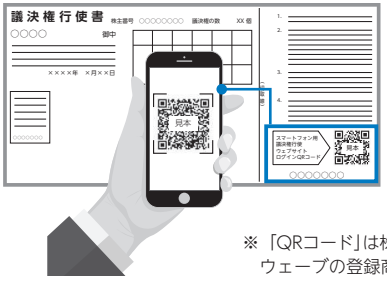
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

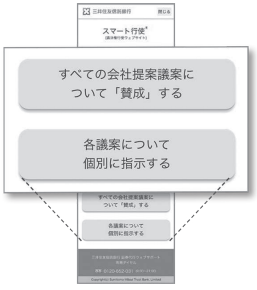
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

**1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。




※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

**2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。




**「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。**

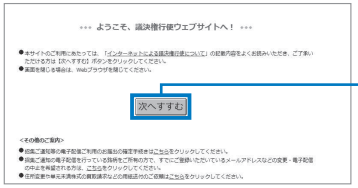
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

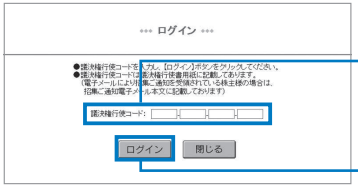
**議決権行使ウェブサイト** https://www.web54.net

**1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。




「次へすすむ」をクリック

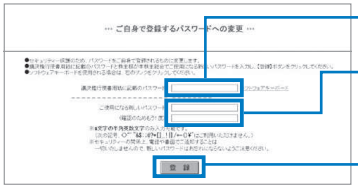
**2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。




「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

**3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。




「パスワード」を入力

実際にご使用になる**新しいパスワード**を設定してください

「登録」をクリック

**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**

電話番号：**0120-652-031**（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　名 | 当社における地位および担当 | 取締役会出席状況 |
|---|---|---|---|
| 1 | 有冨（ありとみ）　英治（えいじ）　再任　男性 | 代表取締役社長社長執行役員 | 13回／13回<br>（100%） |
| 2 | 奥田（おくだ）　洋久（ひろひさ）　再任　男性 | 取締役専務執行役員ビジネス統轄本部長 | 10回／10回<br>（100%） |
| 3 | 中出（なかで）　芳裕（よしひろ）　再任　男性 | 取締役専務執行役員<br>コーポレート統轄本部長 | 10回／10回<br>（100%） |

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日 | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | <br>ありとみ　えいじ<br>有冨　英治<br>1958年10月30日生<br>再任 | 1982年４月　当社入社<br>2005年10月　当社ソリューション営業本部第一販売統括部第二販売部長<br>2007年10月　当社北海道支店長代理<br>2008年12月　当社北海道支店長<br>2010年12月　当社執行役員ソリューション営業本部長<br>2012年12月　当社取締役執行役員ネットワーク営業本部長就任<br>2014年12月　当社取締役執行役員東京営業本部長就任<br>2015年12月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画室長兼情報システム部長就任<br>2017年10月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画室長就任<br>2017年12月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼経営企画室長就任<br>2018年10月　当社取締役専務執行役員管理本部長就任<br>2018年12月　当社代表取締役社長社長執行役員管理本部長就任<br>2019年12月　当社代表取締役社長社長執行役員就任<br>2022年12月　当社代表取締役社長社長執行役員ビジネス統轄本部長就任<br>2025年10月　当社代表取締役社長社長執行役員就任（現任）<br><br>**■取締役候補者とした理由**<br>有冨英治氏は、当社の取締役ネットワーク営業本部長・東京営業本部長・管理本部長、代表取締役社長を歴任し、当社を取り巻く事業環境の変化に応じた経営責任者としての豊富な経験と実績を有しております。また経営基盤の強化および経営の適正化に取り組み、中期経営計画においても目標達成に向け着実に実行し、企業価値向上に貢献しております。当社は、同氏が経営全般における実績と高度な知見を活かすことにより、当社のさらなる発展を推進していくことができることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。 | 109,500株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日 | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | <br>おく　だ　ひろ　ひさ<br>奥田洋久<br>1961年10月23日生<br>再任 | 1984年４月　当社入社<br>2009年10月　当社ソリューション営業本部第一ソリューション統括部第三販売部長<br>2011年10月　当社中部支店長代理<br>2014年12月　当社東京営業本部ソリューション販売統括部長代理<br>2015年12月　当社東京営業本部ソリューション販売統括部長兼第三販売部長兼第四販売部長<br>2018年12月　当社執行役員中部支店長<br>2022年10月　当社常務執行役員東北支店長兼ネットワーク販売部長<br>2025年10月　当社専務執行役員ビジネス統轄本部長<br>2025年12月　当社取締役専務執行役員ビジネス統轄本部長就任（現任）<br><br>**■取締役候補者とした理由**<br>奥田洋久氏は、営業部門等の多岐にわたる業務に携わり、当社のソリューション営業本部第一ソリューション統括部第三販売部長、中部支店長代理、東京営業本部ソリューション販売統括部長等で培った豊富な経験・実績により執行役員・常務執行役員・専務執行役員として当社の業務執行にあたり、さらに取締役として営業・技術部門を統轄し、当社の経営を担っております。当社は、同氏がその豊富な業務経験と経営に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。 | 21,420株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日 | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | <br>なかで　よしひろ<br>中出芳裕<br>1962年10月22日生<br>再任 | 1985年４月　当社入社<br>2014年10月　当社北海道支店ソリューション販売部長<br>2018年10月　当社北海道支店長代理兼ソリューション販売部長<br>2019年10月　当社四国支店長代理<br>2019年12月　当社執行役員四国支店長<br>2022年10月　当社執行役員ソリューションビジネス本部長兼第二販売部長兼第四販売部長<br>2024年10月　当社常務執行役員コーポレートイノベーション本部長兼コンプライアンス推進室長<br>2025年10月　当社常務執行役員コーポレート統轄本部長<br>2025年12月　当社取締役常務執行役員コーポレート統轄本部長就任<br>2026年10月　当社取締役専務執行役員コーポレート統轄本部長就任（現任）<br><br>**■取締役候補者とした理由**<br>中出芳裕氏は、営業部門等の多岐にわたる業務に携わり、当社の支店ソリューション販売部長、四国支店長代理等で培った豊富な経験・実績により執行役員・常務執行役員・専務執行役員として当社の業務執行にあたり、さらに取締役としてコーポレート部門を統轄し、当社の経営を担っております。当社は、同氏がその豊富な業務経験と経営に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。 | 21,100株 |

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　名 | 当社における地位および担当 | 取締役会出席状況 | 監査等委員会出席状況 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 尾崎圭吾（おざきけいご）　新任　男性 | 執行役員監査担当 | －回／－回<br>（－%） | －回／－回<br>（－%） |
| 2 | 泉澤大介（いずみさわだいすけ）　再任　男性　社外　独立 | 取締役（監査等委員） | 12回／13回<br>(92%) | 6回／7回<br>(86%) |
| 3 | 佐藤悟（さとうさとる）　新任　男性　社外　独立 | | －回／－回<br>（－%） | －回／－回<br>（－%） |

（ご参考）本議案が原案どおり承認可決された場合の監査等委員会の構成

| 氏　名 | 当社における地位および担当 | 取締役会出席状況 | 監査等委員会出席状況 |
|---|---|---|---|
| 尾崎圭吾（おざきけいご）　新任　男性 | 取締役（常勤監査等委員） | －回／－回<br>（－%） | －回／－回<br>（－%） |
| 泉澤大介（いずみさわだいすけ）　再任　男性　社外　独立 | 取締役（監査等委員） | 12回／13回<br>(92%) | 6回／7回<br>(86%) |
| 二宮麻里子（にのみやまりこ）　非改選　女性　社外　独立 | 取締役（監査等委員） | 13回／13回<br>(100%) | 7回／7回<br>(100%) |
| 佐藤悟（さとうさとる）　新任　男性　社外　独立 | 取締役（監査等委員） | －回／－回<br>（－%） | －回／－回<br>（－%） |

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日 | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | <br>尾崎圭吾（おざきけいご）<br>1964年3月11日生<br>新任 | 1986年４月　当社入社<br>2012年10月　当社ソリューション営業本部第一ソリューション統括部第四販売部長<br>2014年５月　当社関東支店販売部長<br>2020年４月　当社関東支店長代理<br>2020年12月　当社執行役員九州支店長<br>2023年10月　当社執行役員九州支店長兼第二販売部長<br>2024年10月　当社執行役員ビジネス推進本部長<br>2026年10月　当社執行役員監査担当（現任） | 26,620株 |

**■取締役候補者とした理由**

尾崎圭吾氏は、営業部門等の多岐にわたる業務に携わり、当社のソリューション営業本部第一ソリューション統括部第四販売部長、関東支店長代理等で培った豊富な経験・実績により執行役員九州支店長、ビジネス推進本部長、監査担当等として当社の業務執行にあたり、当社事業に関する幅広い知見を有しております。当社は、同氏の経験等を活かし、当社の監査・監督機能等の一層の強化に反映するため、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日 | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | <br>いずみ さわ だい すけ<br>泉 澤 大 介<br>1960年7月23日生<br>再任 社外 独立 | 1985年10月　等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>1989年３月　公認会計士第３次試験合格<br>1997年１月　泉澤会計事務所開設　公認会計士・税理士（現任）<br>1999年12月　当社監査役就任<br>2012年６月　ケル株式会社監査役<br>2014年12月　当社取締役就任<br>2015年６月　ケル株式会社取締役（監査等委員）<br>2016年12月　当社取締役（監査等委員）就任（現任）<br><br>**■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**<br>泉澤大介氏は、公認会計士として培われた財務および会計に関する専門的知識・豊富な経験等に加えて、当社の社外監査役および社外取締役を務め、当社の事業内容等に幅広く精通しており、また監査等委員である社外取締役として監査・監督するなど、中立・客観的立場から提言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。当社は、同氏の経験等を活かし、当社の監査・監督機能等の一層の強化に反映していただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 | 35,400株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>生年月日 | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | <br>さとう　さとる<br>佐藤　悟<br>1965年1月8日生<br>新任　社外　独立 | 1983年４月　東京国税局入局<br>2014年７月　小石川税務署副署長<br>2021年７月　武蔵府中税務署長<br>2023年７月　国税庁長官官房東京派遣首席国税庁監察官<br>2024年７月　東京国税局調査第二部長<br>2025年７月　東京国税局退職<br>2025年９月　佐藤悟税理士事務所開設　税理士（現任）<br>2026年３月　ＹＫＴ株式会社監査役（現任）<br><br>**■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**<br>佐藤　悟氏は、東京国税局等において長年にわたり税務行政に携わり、財務・会計分野に関する専門知識・豊富な経験等を有しており、また税理士として企業経営に対する幅広い見識を有しております。当社は、同氏の経験等を活かし、中立・客観的立場から当社の監査・監督機能等の一層の強化に反映していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 | 一株 |

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 泉澤大介および佐藤悟の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、泉澤大介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、佐藤悟氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 泉澤大介および佐藤悟の両氏は、社外取締役、社外監査役または監査等委員である社外取締役となること以外の方法で、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、上記の「社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」欄に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
6. 泉澤大介氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が12年（うち監査等委員である社外取締役の在任期間が10年）となります。
7. 当社は、泉澤大介氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。
8. 当社は、佐藤悟氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。
9. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第3号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

本総会開始の時をもって補欠の監査等委員である取締役選任の効力が失効いたしますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案における選任の効力は、就任前に限り監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏　名<br>生年月日 | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|
| 江坂春彦（えさかはるひこ）<br>1955年１月１日生<br>社外　独立 | 1977年４月　三井生命保険相互会社（現大樹生命保険株式会社）入社<br>1991年10月　司法試験第２次試験合格<br>1994年４月　東京弁護士会登録、弁護士として現在に至る | 一株 |

**■補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

江坂春彦氏は、弁護士として培われた専門的知識および企業法務に関する豊富な経験等を有しております。当社は、同氏の経験等を活かし、中立・客観的立場から当社の監査・監督機能等の一層の強化に反映していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江坂春彦氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、江坂春彦氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 江坂春彦氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、上記の「補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」欄に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 当社は、江坂春彦氏が社外取締役に就任された場合は、同氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。江坂春彦氏の選任が承認され就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

## （ご参考）取締役会のスキル・マトリックス

本定時株主総会において、第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

| 氏　名 | 当社における地位（予定） | 企業経営 | 営業・マーケティング | 財務・会計 | 法務・リスク管理 | ICT・デジタル |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 有冨 英治（再任・男性） | 代表取締役社長 社長執行役員 | ● | ● | ● | | ● |
| 奥田 洋久（再任・男性） | 取締役 専務執行役員 | ● | ● | | | ● |
| 中出 芳裕（再任・男性） | 取締役 専務執行役員 | ● | | | ● | ● |
| 尾崎 圭吾（新任・男性） | 取締役 (常勤監査等委員) | | ● | | ● | |
| 泉澤 大介（再任・男性／社外・独立） | 取締役 (監査等委員) | | | ● | | |
| 二宮 麻里子（非改選・女性／社外・独立） | 取締役 (監査等委員) | | | | ● | |
| 佐藤 悟（新任・男性／社外・独立） | 取締役 (監査等委員) | | | ● | | |

（注）上記一覧表は、各取締役の経験・知見・専門性等を踏まえ、当社が特に期待するものを表しており、全てのスキルを示すものではありません。

# 事業報告 (2025年10月１日から2026年９月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当社は、2025年12月22日を取得日として株式会社システムメイクを連結子会社化いたしました。それに伴い、当連結会計年度より、連結決算に移行しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の堅調な設備投資や政府の物価高対策による個人消費の下支えなどにより緩やかな景気回復の動きが見られますが、中東情勢などを背景とした物価やサプライチェーンの今後の動向に加え、国内外の金融政策や金利動向による企業活動・消費行動への影響など、依然として注視が必要な状況が続くと見込まれております。

当社グループが位置するICT業界においては、業種に応じたICT活用が進むとともに、DX、AI導入、クラウド対応など求められる技術力の高度化、持続可能な社会インフラの課題解決に向けたさらなるICT利活用への投資について、引き続き堅調な推移が見込まれています。

このような環境の中、当社グループは、第３期中期経営計画「FuSodentsu Vision 2027～ココロ躍る未来に向かってChallenge DX Movement～」の２年目として、マーケット基軸への転換をさらに加速させるとともに、事業成長戦略と経営基盤の強化により、事業・経営基盤の両面から持続的成長に努めてまいりました。

事業成長戦略では、官公庁(社会基盤)、自治体、製造、流通、金融・生損保、ヘルスケアの６業種を軸に、業種ごとの特性や課題に応じた価値提供を推進するとともに、顧客との伴走型の企画・コンサルティングを強化し、DXに加えAX(AI Transformation)を活用した業務変革や価値創造の支援に取り組んでおります。また、クラウド、AI、セキュリティ等の先端技術を活用したソリューションの拡充に加え、戦略的パートナーとの協業やアライアンスを通じて技術力・提案力の向上を図り、持続的な事業成長と企業価値向上に努めております。

経営基盤の強化では、事業成長を支える「人財」「組織風土」「研究開発」「業務システム」「営業企画」の５分野を重点テーマとして各種施策を推進しております。人財面では、新人事制度の導入やキャリアフレームを活用した育成施策を推進するとともに、AIをはじめとする先端技術を活用できる人財の育成を強化しております。研究開発分野では、生成AI基盤を活用した実証やAI関連技術の研究開発を進め、提案力および生産性の向上を図っております。また、新業務システムの活用やBI等を活用したデータ分析の高度化によりデータドリブン経営を推進するとともに、デジタルマーケティングやカスタマーサクセスの取り組みを通じて顧客エンゲージメントの向上に努めております。

当連結会計年度の受注高につきましては、ヘルスケアビジネスや防災・減災などの自治体ビジネスが好調でしたが民需向け情報端末更新案件の減少により58,709百万円となりました。売上高につきましては、ヘルスケアビジネスの大型案件に加えて、防災・減災関連の自治体ビジネスや電力業向けにセキュリティを施したパソコン・ソフトウエア販売が好調に推移したことなどにより63,201百万円となりました。利益につきましては、売上高が増加したことから営業利益4,012百万円、経常利益4,331百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,943百万円となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

**（ネットワーク部門）**

ネットワーク部門は、防災行政無線や消防デジタル無線、原子力防災など防災・減災関連の自治体ビジネスが好調に推移し、売上高は17,477百万円となりました。

**（ソリューション部門）**

ソリューション部門は、電子カルテや医療情報システムの更新などヘルスケアビジネスやシステム標準化などの自治体ビジネス、電力業向けにセキュリティを施したパソコン・ソフトウエア販売が好調に推移したことにより、売上高は22,257百万円となりました。

**（オフィス部門）**

オフィス部門は、民需向けパソコン・ソフトウエア販売が好調に推移しましたが、2025年９月期におけるシステム更新に伴う大型案件の影響などにより、売上高は10,312百万円となりました。

**（サービス部門）**

サービス部門は、ソフトウエアサポートサービスなどの増加に加え、運輸業向け運行記録・管理のデジタル化サービスなど業務効率化や生産性向上を目的とした様々なクラウドサービスが好調に推移したことにより、売上高は13,154百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、239百万円であります。
その主なものは、事務合理化および営業支援のための情報設備拡充に対する投資であります。

## (3) 資金調達の状況

当期は金融機関からの経常的な資金調達以外に特記すべき資金調達はありません。

## (4) 対処すべき課題と施策

当社グループは、第３期中期経営計画「FuSodentsu Vision 2027～ココロ躍る未来に向かって Challenge DX Movement～」の最終年度として、これまで推進してきたマーケット基軸への転換をさらに深化させるとともに、AX（AI Transformation）をはじめとする先端デジタル技術を活用した価値創造を推進し、事業・経営基盤の両面から持続的成長と企業価値向上の実現に取り組んでまいります。

❶事業成長戦略

以下の３つの事業戦略を組み合わせ、「６つの業種区分を基軸とした価値提供」のさらなる高度化を推進してまいります。

イ．業種区分を基軸にした顧客ニーズへの深い理解と的確な対応
ロ．お客様のDX・AXを推進する伴走型企画・コンサルティングの強化
ハ．ビジネスアライアンスやM&Aによる注力領域の技術拡充・協業の推進

❷経営基盤の強化

事業成長を支える組織・仕組みの高度化を図る観点から、以下の５つの経営基盤の強化を推進してまいります。

イ．人財を活かす経営の推進
ロ．チャレンジ意欲向上に向けた組織文化の変革
ハ．先端技術研究の推進
ニ．新業務システムへの移行・業務の高度化
ホ．デジタルマーケティング・顧客満足度向上の取り組み

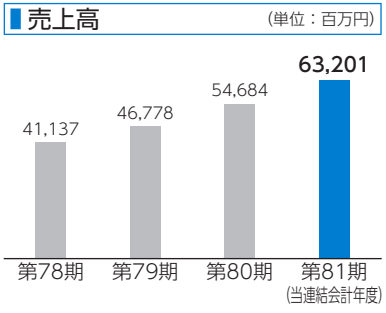
以上の課題を確実に推進するとともに、第３期中期経営計画「FuSodentsu Vision 2027～ココロ躍る未来に向かって Challenge DX Movement～」の最終年度として各施策を着実に遂行し、新たな成長ステージへの飛躍とさらなる業績向上に向けて全力で取り組んでまいります。

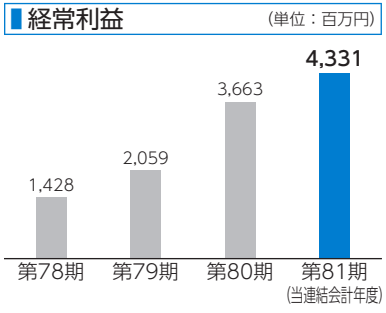
株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

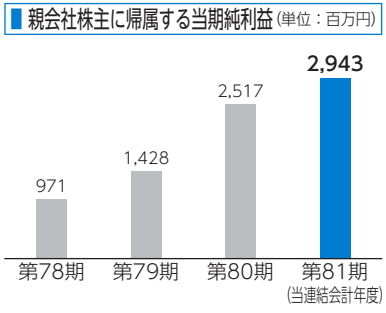
## (5) 財産および損益の状況の推移

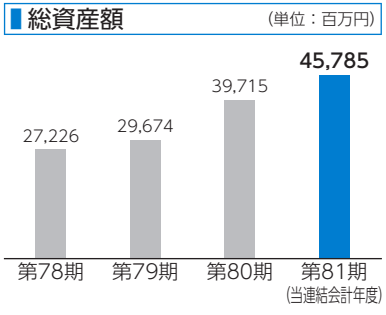
| 項目＼期別 | 第78期 (2023年９月期) | 第79期 (2024年９月期) | 第80期 (2025年９月期) | 第81期（当連結会計年度) (2026年９月期) |
|---|---|---|---|---|
| 受注高 (百万円) | 42,181 | 51,321 | 63,504 | 58,709 |
| 売上高 (百万円) | 41,137 | 46,778 | 54,684 | 63,201 |
| 経常利益 (百万円) | 1,428 | 2,059 | 3,663 | 4,331 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 971 | 1,428 | 2,517 | 2,943 |
| １株当たり当期純利益 (円) | 83.93 | 123.52 | 216.89 | 252.35 |
| 総資産額 (百万円) | 27,226 | 29,674 | 39,715 | 45,785 |
| 純資産額 (百万円) | 11,089 | 12,528 | 15,407 | 19,427 |
| １株当たり純資産額 (円) | 961.48 | 1,081.67 | 1,324.26 | 1,661.48 |

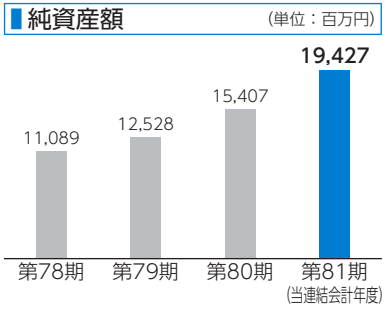
(注) 1. 第81期より連結計算書類を作成しております。それ以前の期については、個別計算書類の数値を記載しております。
2. 2025年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。そのため、2023年９月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり情報を算定しております。

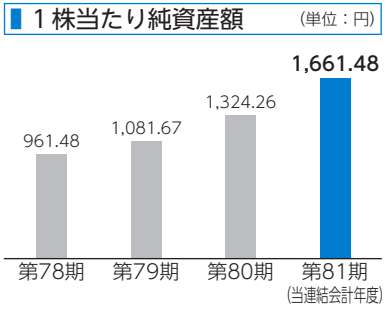


## (6) 重要な親会社および子会社の状況

❶親会社の状況

該当事項はありません。

❷重要な子会社の状況

| 名　　称 | 資本金 | 出資比率 | 事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社システムメイク | 40,000千円 | 100.0% | 受託開発ソフトウェア業 |

## (7) 主要な事業内容

当社は、情報通信機器・オフィス機器の販売施工、システムソフト開発およびこれらに関連するサポートサービスを主として行っております。

## (8) 主要な事業所

本　社：東京都中央区築地五丁目４番18号

支　店：関西（大阪）、東北（仙台）、中国（広島）、中部（名古屋）、九州（福岡）、北海道（札幌）、関東（横浜）、四国（高松）

## (9) 従業員の状況

❶当社グループの従業員の状況

| 従業員数（前連結会計年度末比増減） |
|---|
| 1,077名（－） |

❷当社（単体）の従業員の状況

| 従業員数（前事業年度末比増減） | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|
| 1,009名（４名増） | 45.6歳 | 20.9年 |

## (10) 主要な借入先

特記すべき重要な事項はありません。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　48,000,000株

(2) 発行済株式の総数　13,921,960株
（自己株式1,218,298株を含む）

(3) 株　主　数　4,989名

(4) 大　株　主

| 株　主　名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 扶桑電通従業員持株会 | 1,712,772株 | 13.48% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口） | 1,011,100 | 7.95 |
| 滝内裕子 | 640,344 | 5.04 |
| 太田雅子 | 617,800 | 4.86 |
| 株式会社みずほ銀行 | 558,024 | 4.39 |
| 吉田稔 | 416,000 | 3.27 |
| ＨＴホールディングス株式会社 | 248,000 | 1.95 |
| 加藤盛三 | 120,000 | 0.94 |
| 大平昭夫 | 120,000 | 0.94 |
| 山崎榮子 | 120,000 | 0.94 |

（注）1. 当社は、自己株式1,218,298株を所有しておりますが、上記の大株主に含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式1,218,298株を控除して計算しております。なお、当該自己株式には「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式1,011,100株は含まれておりません。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

| 区　分 | 株　式　数 | 交付対象者数 |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） | 9,300株 | 4名 |

（注）上記は、譲渡制限付株式報酬であります。

## (6) その他株式に関する重要な事項

❶当社は、2025年９月10日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は48,000,000株となり、発行済株式の総数は13,921,960株となっております。

❷当社は、2026年1月19日開催の取締役会決議に基づき、2026年2月13日に、株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に伴う第三者割当として、540,000株の自己株式を処分いたしました。

## 3. 会社役員に関する事項

### （1）取締役の氏名等

| 地　位 | 氏　名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長<br>社長執行役員 | 有　冨　英　治 | |
| 取締役<br>専務執行役員 | 奥　田　洋　久 | ビジネス統轄本部長 |
| 取締役<br>常務執行役員 | 中　出　芳　裕 | コーポレート統轄本部長 |
| 取締役<br>常務執行役員 | 山　田　　均 | ビジネス統轄本部長代理兼関西支店長 |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 小　松　　昇 | |
| 取締役<br>(監査等委員) | 泉　澤　大　介 | 泉澤会計事務所　公認会計士・税理士 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 苫米地　邦　男 | 苫米地邦男税理士事務所　税理士<br>工藤建設株式会社監査役 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 二　宮　麻里子 | BACeLL法律会計事務所　弁護士<br>人・夢・技術グループ株式会社取締役（監査等委員） |

（注）1. 取締役（監査等委員）泉澤大介、苫米地邦男および二宮麻里子の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）泉澤大介氏の兼職先である泉澤会計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
3. 取締役（監査等委員）苫米地邦男氏の兼職先である苫米地邦男税理士事務所および工藤建設株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
4. 取締役（監査等委員）二宮麻里子氏の兼職先であるBACeLL法律会計事務所および人・夢・技術グループ株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
5. 当社は、取締役（監査等委員）泉澤大介、苫米地邦男および二宮麻里子の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役（監査等委員）泉澤大介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役（監査等委員）苫米地邦男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、監査等委員会の情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
9. 当社は、執行役員制度を導入しております。2026年10月１日付の取締役を兼任しない執行役員は、次のとおりであります。
常務執行役員　村上耕史、三輪　薫、西　祥司、小坂井康裕、田口　譲
執行役員　尾崎圭吾、奥山浩司、布施克磨、中村尚義、池田敬二、小川芳彦、下山万里子、松村明彦、半田智子、中島渉元、水木敏彦、池田竜一

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は、全額当社が負担しております。

## (4) 取締役の報酬等

### ❶取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬と非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、固定給部分と各期の業績および各取締役の貢献度を考慮した報酬として総合的に勘案し決定するものとする。なお、特定の財務諸表に連動する形とはしていないため業績連動給与としての開示および会計処理・税務処理は行わないこととする。

ハ．非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社にお

ける各割り当て対象者の貢献度等諸般の事項等を総合的に勘案の上、算出された株式を非金銭報酬等として毎年一定の時期に割り当てる。

二．金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討・審議を行う。取締役会（ホ．の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、事前に指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で個人別の割当株式数を決議する。

### ❷取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬は、2016年12月20日開催の第71期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名であります。また、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の当該金銭報酬とは別枠で、2017年12月21日開催の第72期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、譲渡制限付株式の総数55,000株（なお、2020年４月１日付および2021年10月１日付ならびに2025年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、譲渡制限付株式の総数を440,000株に調整しております。）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は５名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬は、2016年12月20日開催の第71期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名であります。

### ❸取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長社長執行役員有冨英治に取締役の個人別の報酬等の内容（基本報酬の額）の決定を委任しております。委任の理由は、各取締役の職責や当社全体の業績等を総合的に勘案し決定するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に指名・報酬委員会において個人別の報酬原案を諮問し答申を得ており、報酬水準の妥当性や決定方針への適合性について確認しております。

### ❹取締役の報酬等の総額等に関する事項

| 区　分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | 対象となる役員の員数 |
|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役（監査等委員を除く） | 千円<br>135,785 | 千円<br>120,081 | 千円<br>15,704 | 名<br>5 |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 37,587<br>(19,860) | 37,587<br>(19,860) | —<br>(—) | 4<br>(3) |
| 合　計<br>（うち社外取締役） | 173,372<br>(19,860) | 157,668<br>(19,860) | 15,704<br>(—) | 9<br>(3) |

（注）1. 報酬等の総額および対象となる役員の員数には、2025年12月18日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）１名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等の額には、取締役（監査等委員を除く）５名に対する譲渡制限付株式報酬の当期に係る費用計上額を記載しております。
3. 当社は、2010年12月21日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
4. 非金銭報酬等として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を30年間とし、当社取締役会が正当と認める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除するものであります。なお、譲渡制限期間が満了する前に当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社の取締役を退任した場合は、当社が無償取得するものとしております。

## (5) 社外役員に関する事項

### 社外役員の主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|
| 取　締　役<br>(監査等委員) | 泉　澤　大　介 | 当期開催の取締役会13回のうち12回、当期開催の監査等委員会７回のうち６回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会の委員として、中立・客観的立場から提言等を行いました。 |
| 取　締　役<br>(監査等委員) | 苫米地　邦　男 | 当期開催の取締役会13回のうち12回、当期開催の監査等委員会７回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会の委員として、中立・客観的立場から提言等を行いました。 |
| 取　締　役<br>(監査等委員) | 二　宮　麻里子 | 当期開催の取締役会13回の全てに、当期開催の監査等委員会７回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会の委員として、中立・客観的立場から提言等を行いました。 |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

**❶当社の会計監査人としての報酬等の額**

45,000千円

**❷当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額**

45,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額で記載しております。

**❸会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由**

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・要員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、その旨および解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、法令・社会規範を厳格に遵守し正しい倫理観に則した行動により社会的責任を果たすため、「企業倫理憲章・行動規範」を制定し、役職者が率先垂範するとともに、経営トップが先頭に立ちコンプライアンス推進に取り組む。

法令・定款等に違反する行為を使用人が発見した場合の通報者の保護を含む内部通報制度を構築する。万一法令・定款等に抵触する事態が発生した場合には、リスク・コンプライアンス委員会がその解決にあたる。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書について（以下、職務執行情報という。）の取り扱いは、当該担当取締役が所管し、文書管理規程およびそれに関連する業務マニュアルに従い適切に保存および管理を行う。取締役はこの職務執行情報を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、品質維持、災害事故防止、情報セキュリティ、環境保全に係るリスクについては、諸規程ならびにガイドラインを策定整備し、これらに基づき管理者を配置して損失の危険を防止する。新たに発生したリスクについては速やかに対応責任者を定め対応に万全を期す。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

❶取締役はその職務執行において、定款、取締役会規程、経営会議規程および職務権限規程に基づき付議基準に該当する事項については取締役会、経営会議に付議することを遵守する。

❷経営方針については、毎年策定される年度事業計画および中期経営計画に基づき各部門において目標達成のために活動することとする。また、事業計画が当初の目標どおりに進捗しているか事業報告を通じ定期的に検証する。

❸日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、職位者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

## (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

❶子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

❷子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社のリスク管理体制を整備し、適正な運用を確保するとともに、当社および子会社のリスクを網羅的かつ統括的に管理する。

❸子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性、独立性を尊重しつつ、経営の適正かつ効率的な運用に資するための体制を整備する。

❹子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の業務監査担当は「関係会社管理規程」および「内部監査規程」に基づき、子会社に対する内部監査を定期的に実施し、業務の適正性を検証する。

## (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するための補助者を置くことを求めた場合には、補助者を１名以上配置することとする。

## (7) 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査職務の補助者の独立性および実効性を確保するため、当該補助者は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価等は監査等委員会の意見を聴取するものとする。

監査職務の補助者の任命、異動は監査等委員会の同意を得るものとする。

## (8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等規程の定めるところに従い、監査等委員会の監査に必要な報告および情報提供を行うこととする。

❶定期的に報告する事項は、主として次のとおりとする。

・内部統制システムの整備および運用状況
・内部監査部門および会計監査人との連携状況、内部監査の実施結果
・重要な会計方針、会計基準およびその変更内容
・業績および業績見通し、重要な開示書類の内容
・内部通報制度の運用状況および通報事案の概要

❷次に掲げる事項については、発見または報告を受け次第、速やかに監査等委員会へ報告するものとする。
・法令または定款に違反するおそれのある行為
・不正行為またはそのおそれのある事実
・当社または当社グループの業績もしくは信用に重大な影響を及ぼす事項
❸監査等委員会は、必要に応じ、稟議書、会議議事録その他の書類および電磁的記録の提出を求めることができる。

### (9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に周知徹底する。また、当該報告が内部通報制度に基づくものである場合には、同制度により適切に保護されるものとする。

### (10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用および債務ならびにそれらの処理については、当該費用が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

### (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識を深める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等規程の定めるところに従い、上記以外についても、監査等委員会監査の実効性を確保するために努力するものとする。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の当事業年度における実施状況は次のとおりであります。

(1) 取締役会を13回開催し、法令および定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令および定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議をいたしました。

(2) 監査等委員会を７回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査・監督、法令および定款等への遵守について監査いたしました。

(3) リスク・コンプライアンス委員会を７回開催し、体制の整備、法令・定款・社会規範の遵守、従業員の教育に努め、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

(4) 業務の有効性および実効性、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、内部統制の基本的枠組みに準拠して策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち、開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、経営体質の強化ならびに積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、業績に応じた利益配分と安定的、継続的な株主還元を実施することを基本方針といたします。

株主の皆様への利益還元といたしましては、年間の配当金額を連結配当性向40％を目安に、連結株主資本配当率（DOE）2.0％を下限に設定し安定的な株主還元を目指します。なお、中間配当につきましては、１株当たり7.5円といたします。

この方針に基づき当期の期末配当につきましては、2026年11月11日開催の取締役会において、１株当たり93.5円とすることとし、効力発生日を2026年12月21日とすることを決議いたしました。年間配当金は中間配当金7.5円を含めまして、101.0円（配当性向は40.0％）とさせていただきました。

次期の配当につきましては、上記の基本方針のもと、年間配当金として１株当たり75.5円（中間配当7.5円、期末配当68.0円）を予定しております。

※ 株主資本配当率（DOE）＝（年間配当総額÷株主資本）×100

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **資産の部** | |
| **流動資産** | **29,334,699** |
| 現金及び預金 | 11,156,606 |
| 電子記録債権 | 345,968 |
| 売掛金 | 8,231,739 |
| 契約資産 | 2,162,236 |
| 有価証券 | 1,100,000 |
| 商品 | 1,718 |
| 仕掛品 | 4,746,291 |
| 前払費用 | 803,231 |
| 未収入金 | 76,981 |
| リース投資資産 | 698,266 |
| その他 | 32,664 |
| 貸倒引当金 | △21,005 |
| **固定資産** | **16,451,281** |
| **有形固定資産** | **1,003,868** |
| 建物構築物 | 439,363 |
| 工具、器具及び備品 | 138,544 |
| リース資産 | 78,196 |
| 土地 | 338,646 |
| その他 | 9,117 |
| **無形固定資産** | **748,675** |
| ソフトウエア | 319,150 |
| のれん | 404,668 |
| 電話加入権 | 22,349 |
| その他 | 2,506 |
| **投資その他の資産** | **14,698,738** |
| 投資有価証券 | 11,305,928 |
| 関係会社株式 | 138,531 |
| 退職給付に係る資産 | 1,391,176 |
| リース投資資産 | 1,179,768 |
| 差入保証金 | 450,649 |
| 破産更生債権等 | 15,431 |
| その他 | 232,684 |
| 貸倒引当金 | △15,431 |
| **資産合計** | **45,785,981** |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **負債の部** | |
| **流動負債** | **21,203,623** |
| 買掛金 | 13,531,758 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 11,125 |
| 未払金 | 407,077 |
| 未払法人税等 | 960,131 |
| 未払消費税等 | 494,672 |
| 未払費用 | 624,025 |
| 契約負債 | 3,156,386 |
| 賞与引当金 | 1,034,430 |
| リース債務 | 697,699 |
| その他 | 286,315 |
| **固定負債** | **5,155,302** |
| 長期借入金 | 21,950 |
| 長期未払金 | 28,007 |
| 役員退職慰労引当金 | 20,800 |
| 退職給付に係る負債 | 2,248,307 |
| 株式給付引当金 | 705,877 |
| 繰延税金負債 | 901,891 |
| リース債務 | 1,227,467 |
| その他 | 1,000 |
| **負債合計** | **26,358,925** |
| **純資産の部** | |
| **株主資本** | **14,301,813** |
| 資本金 | 1,083,500 |
| 資本剰余金 | 2,177,085 |
| 利益剰余金 | 12,549,813 |
| 自己株式 | △1,508,585 |
| **その他の包括利益累計額** | **5,125,242** |
| その他有価証券評価差額金 | 4,031,571 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 1,093,670 |
| **純資産合計** | **19,427,055** |
| **負債・純資産合計** | **45,785,981** |

## 連結損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **63,201,579** |
| **売上原価** | | **51,134,043** |
| **売上総利益** | | **12,067,536** |
| **販売費及び一般管理費** | | **8,054,860** |
| **営業利益** | | **4,012,676** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 265,489 | |
| 仕入割引 | 3,858 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 2,749 | |
| その他 | 52,675 | 324,773 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 1,523 | |
| 社宅等解約損 | 1,566 | |
| その他 | 3,292 | 6,382 |
| **経常利益** | | **4,331,067** |
| **特別利益** | | |
| 投資有価証券売却益 | 4,892 | 4,892 |
| **特別損失** | | |
| 投資有価証券売却損 | 999 | |
| ゴルフ会員権評価損 | 3,020 | 4,020 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **4,331,939** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,491,141 |
| 法人税等調整額 | | △103,187 |
| **当期純利益** | | **2,943,985** |
| **非支配株主に帰属する当期純利益** | | — |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **2,943,985** |

# 計算書類

## 貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **資産の部** | |
| **流動資産** | **28,852,676** |
| 現金及び預金 | 10,939,665 |
| 電子記録債権 | 345,968 |
| 売掛金 | 7,967,050 |
| 契約資産 | 2,162,236 |
| 有価証券 | 1,100,000 |
| 商品 | 1,718 |
| 仕掛品 | 4,746,291 |
| 前払費用 | 803,231 |
| 未収入金 | 76,588 |
| リース投資資産 | 698,266 |
| その他 | 32,664 |
| 貸倒引当金 | △21,005 |
| **固定資産** | **15,376,849** |
| **有形固定資産** | **726,639** |
| 建物構築物 | 315,056 |
| 工具、器具及び備品 | 135,544 |
| リース資産 | 78,196 |
| 土地 | 188,725 |
| 建設仮勘定 | 9,117 |
| **無形固定資産** | **343,788** |
| ソフトウエア | 319,150 |
| 電話加入権 | 22,131 |
| その他 | 2,506 |
| **投資その他の資産** | **14,306,420** |
| 投資有価証券 | 11,305,928 |
| 関係会社株式 | 1,175,635 |
| リース投資資産 | 1,179,768 |
| 差入保証金 | 445,559 |
| 破産更生債権等 | 15,431 |
| その他 | 199,527 |
| 貸倒引当金 | △15,431 |
| **資産合計** | **44,229,525** |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **負債の部** | |
| **流動負債** | **21,072,146** |
| 買掛金 | 13,474,055 |
| 未払金 | 403,478 |
| 未払法人税等 | 942,327 |
| 未払消費税等 | 474,785 |
| 未払費用 | 624,025 |
| 契約負債 | 3,156,386 |
| 賞与引当金 | 1,019,430 |
| リース債務 | 697,699 |
| その他 | 279,957 |
| **固定負債** | **4,793,645** |
| 長期未払金 | 28,007 |
| 退職給付引当金 | 2,454,197 |
| 株式給付引当金 | 705,877 |
| 繰延税金負債 | 377,095 |
| リース債務 | 1,227,467 |
| その他 | 1,000 |
| **負債合計** | **25,865,792** |
| **純資産の部** | |
| **株主資本** | **14,332,161** |
| 資本金 | 1,083,500 |
| 資本剰余金 | 2,177,085 |
| 資本準備金 | 1,076,468 |
| その他資本剰余金 | 1,100,617 |
| 利益剰余金 | 12,580,162 |
| 利益準備金 | 165,867 |
| その他利益剰余金 | 12,414,294 |
| 別途積立金 | 3,042,243 |
| 繰越利益剰余金 | 9,372,051 |
| 自己株式 | △1,508,585 |
| **評価・換算差額等** | **4,031,571** |
| その他有価証券評価差額金 | 4,031,571 |
| **純資産合計** | **18,363,733** |
| **負債・純資産合計** | **44,229,525** |

## 損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **62,395,195** |
| **売上原価** | | **50,533,329** |
| **売上総利益** | | **11,861,865** |
| **販売費及び一般管理費** | | **7,845,163** |
| **営業利益** | | **4,016,701** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 264,915 | |
| 仕入割引 | 3,858 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 2,749 | |
| その他 | 48,868 | 320,392 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 1,353 | |
| 社宅等解約損 | 1,566 | |
| その他 | 931 | 3,850 |
| **経常利益** | | **4,333,243** |
| **特別損失** | | |
| ゴルフ会員権評価損 | 3,020 | **3,020** |
| **税引前当期純利益** | | **4,330,222** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,459,455 |
| 法人税等調整額 | | △103,566 |
| **当期純利益** | | **2,974,333** |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年11月16日

扶桑電通株式会社

取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人 トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水野博嗣

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原田　達

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、扶桑電通株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、扶桑電通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年11月16日

扶桑電通株式会社

取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人 トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水野博嗣

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原田　達

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、扶桑電通株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査等委員会の監査報告書

# 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。

その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠して、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月16日

扶桑電通株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　小　松　　昇　㊞

監 査 等 委 員　泉　澤　大　介　㊞

監 査 等 委 員　苫米地　邦　男　㊞

監 査 等 委 員　二　宮　麻里子　㊞

（注）監査等委員の泉澤大介、苫米地邦男及び二宮麻里子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

## （ご参考）株主優待制度のご案内

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、より多くの株主様に当社株式を中長期にわたり継続して保有していただくことを主な目的として、毎年９月30日現在の株主名簿に記載または記録された100株（１単元）以上保有の株主様を対象に、株主優待制度を実施しております。

(1) 株主優待の内容

| 保有株式数 | 優待内容 |
|---|---|
| 100株以上1,000株未満 | クオ・カード　1,000円分 |
| 1,000株以上 | クオ・カード　3,000円分 |

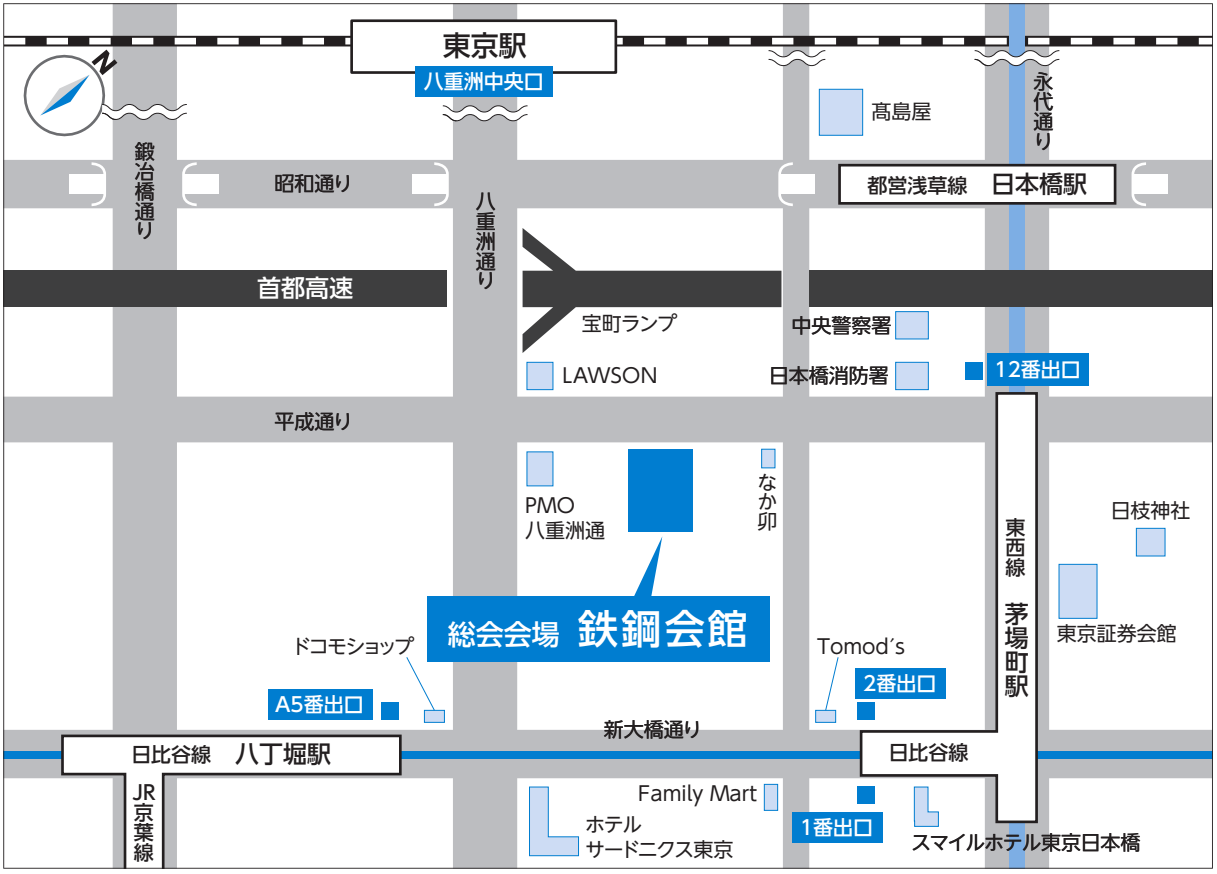
(2) 贈呈の時期

毎年１回、12月下旬頃に株主様宛の発送を予定しております。

# 株主総会会場ご案内図

会場 **鉄鋼会館８階会議室**

東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号　TEL 03-3669-4855




## 交通

| | | |
|---|---|---|
| 地下鉄東西線 | 「茅場町駅」12番出口（日本橋消防署方面） | 徒歩約 5 分 |
| 地下鉄日比谷線 | 「茅場町駅」１番または２番出口（八丁堀方面） | 徒歩約 5 分 |
| 地下鉄日比谷線 | 「八丁堀駅」A5番出口（八丁堀交差点方面） | 徒歩約 5 分 |
| ＪＲ | 「東京駅」八重洲口 | 徒歩約15分 |

**お知らせ**　誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場がございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。


扶桑電通株式会社
FUSO DENTSU



VEGETABLE OIL INK
UD FONT